

2019年度海外留学支援制度(学部学位取得型)募集要項

※この募集は、2019年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(学部学位取得型)(以下「本制度」という。)は、諸外国(地域)に所在する大学(以下「留学先大学」という。)へ留学する日本人学生等に対し、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、国費により学修活動に必要な経費を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生等の海外留学を促進するとともに、我が国の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 派遣学生の定義

この要項における「派遣学生」とは、学士の学位を取得するために留学(我が国の大学と外国の大学との間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学は除く。)する日本人学生等で、留学先大学における学位取得のための正式な教育課程に在籍する間、本制度により学修に必要な経費の支援を受ける者としてします。

3. 支援予定人数

未定(参考:平成30(2018)年度採用人数45名)

4. 支援対象となる留学計画

(1) 対象分野

学士の学位取得が可能な分野(芸術の実技分野を除く)。

(2) 対象国(地域)

(1)について学位取得が可能な大学が所在する諸外国(地域)。

(3) 留学先大学

学士号が取得できる諸外国(地域)の大学

※大学入学準備コースについて

日本の教育制度との相違から、学部(学士課程)入学前に留学生全員が大学入学準備コースを修了する必要がある大学へ留学する場合は、当該コースの年数も含めて支援期間とします。ただし、留学開始時(支援開始時)に留学先大学の入学許可を得ていることを条件とします。また、当該コースの延長はできません。なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに申請書類に記載した留学先大学へ入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

※学部・修士一貫課程については、本制度では、学士の学位取得にかかる期間のみ支援します。

※大学で学士の学位を取得するために、まず短期大学や専修学校等に入学し、その後、大学に編入学して学士の学位取得を目指す場合については、本制度に応募できません。

※支援期間中に他大学に転学することは、原則認めません。

《注意》本要項において、「大学入学準備コース」と記載している事項以外は、大学入学準備コースであっても、学士課程と同様の扱いです。

(4) 支援期間

原則4年です。

※標準修業年限を限度とし、支援します。

※学士課程の前に大学入学準備コースを修了する必要がある場合は、当該コースの年数も含めて支援期間とします。なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

※学士課程及び大学入学準備コースの履修中に就業経験を含むコースがある場合は、当該コースの期間も含めて支援期間とします。

※学士課程及び大学入学準備コースで学修活動を開始する前に、語学学校や語学コース(ESL等)で行う語学研修期間等については、支援期間に含めません。

※支援期間の延長は、原則できません。

※支援期間中の休学は、原則認めません。

※支援期間中に退学する場合は、本制度による支援を終了します。

(5) 支援開始時期

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、留学先大学が所在する諸外国(地域)において、学士課程での学修活動を開始する月から支援を開始します。

大学入学準備コースでの学修活動も、2019年4月1日から2020年3月31日までの間に、所在する諸外国(地域)において、当該コースでの学修活動を開始する月から支援を開始します。

※2020年3月31日までに学士課程又は大学入学準備コースに入学したことが確認できない場合は採用を取り消します。

※新入生オリエンテーションや履修登録は、学修活動に含めません。

5. 資格要件

次の(1)～(16)に掲げるすべての要件を満たす者とします。

(1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(特別永住者を含む。)

(2) 次のいずれかに該当する者

① 留学期間終了後、将来的に大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際社会への知的貢献に資する教育研究を行う意思を有する者

② 留学期間終了後、将来的に国際機関等の中核的な職員として国際貢献に資する活動を行う意思を有する者

③ 留学期間終了後、将来的にその他の機関において、①又は②に類する活動を行う意思を有する者

(3) 国費による本制度の支援を受けて自身が留学で得た経験や成果を、将来にわたって日本社会に還元し、国や社会に貢献する者で、かつ機構が依頼する各種イベントへの参加、書籍への執筆、調査等に協力する者

※留学先での日本のPRの実施や日本での留学報告会、留学経験を踏まえた社会貢献活動に参加することも含まれます。これらの活動状況については、支援期間中及び支援期間終了時から5年間、年に1回実施する派遣学生状況調査において報告を求めます。

(4) 応募時まで、国内外を問わず高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4年次以上)、専修学校(専門課程))及び海外の大学入学準備コース等に在籍したことがない者

(5) 学校教育法に基づき設置された我が国の高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程)を2018年4月1日から2019年3月31日の間に卒業する者、同様に高等専門学校の3年次を2018年4月1日から2019年3月31日の間

- に修了する者、応募締切日に高等学校等を卒業後3年以内の者、若しくは高等学校卒業程度認定試験の合格者
- (6) 上記(5)の高等学校等から推薦状を取得できる者(高等学校卒業程度認定試験の合格者は除く。)
- (7) 支援期間開始時から終了時までの間に、留学先大学以外の大学(短期大学を含む。)、専修学校専門課程、高等専門学校及び海外の教育制度においてこれらの課程に相当する課程に在籍していない者、かつ企業等に雇用されていない者(短時間労働者を除く。)
- (8) 英語能力又は語学能力が、次に掲げる水準以上である者
- ① 留学先大学での主たる使用言語が英語である者
応募締切日から過去2年以内に受験した英語能力試験の得点が、TOEFL iBT (Internet-based Test)の得点が80点、又はIELTS 6.0(Academic Module)以上の水準を満たす者
※留学先大学が求める英語能力にかかわらず、上記基準を満たしていることが応募の条件となります。
- ② 留学先大学での主たる使用言語が英語以外である者
応募締切日から過去2年以内に受験した主たる使用言語の語学検定の得点が、ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)B2レベル以上である者
- (9) 支援期間開始前までに留学先大学の入学許可を得ることができる者
※留学先大学の入学許可は、「条件付」のものは認められません。支援期間開始時までに、条件のない入学許可(無条件入学許可)を得ていることを「入学許可書」の提出により確認できない場合は、採用を取り消します。
※語学力が入学条件に達していない等の理由で、大学が指定する語学学校等で履修することを条件とした「条件付」入学許可を得た者の場合、語学研修期間等については支援期間に含まないため、2020年3月31日までに学士課程に入学したことが確認できないときには、採用を取り消しますので、留意してください。
※先に大学入学準備コースに入学する場合も、支援期間開始前までに、学士を取得する予定の留学先大学から入学許可書を得る必要があります。大学入学準備コースの支援期間開始時には、大学入学準備コースの修了を条件とする「条件付」入学許可書をもって、留学先大学の学士課程の入学許可とみなします。そのため、この時点では、大学入学準備コースの入学許可書と留学先大学の学士課程の「条件付」入学許可書を得ていることを機構が確認した上で、支援を開始します。また、大学入学準備コース修了後、学士課程に入学することが確認できない場合は、本制度による支援を終了します。
- (10) 支援期間開始前までに、必要な査証を確実に得ることができる者
- (11) 高等学校等の学業成績基準が3.7以上の者
※高等学校卒業程度認定試験の合格者の場合は、A～Cの成績評価を、5～3に置き換えて算出してください。
- (12) 外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に所在する大学に留学する者。
※支援開始時又は支援期間中に、留学先大学が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、奨学金の支給を見合わせる場合があります。
- (13) 留学先大学での勉学に耐えられる健康状態である者
- (14) 家計支持者の所得金額(父母共働きの場合は父母の合算額)が、原則2,000万円以下である者。
- (15) 留学中の本人に代わり、日本国内で、確実に事務手続き等の連絡を取ることができ、安全確認等を行うことができる連絡人を有する者
なお、国内連絡人は、原則として、以下①～④すべてを満たす者とします。
- ① 日本国内に居住する3親等内の成人した親族(両親、祖父母、叔父・叔母等)

- ② 派遣学生からの相談等に適切に対応できる者
 - ③ 派遣学生が災害・事故・病気等の不測の事態に遭遇した場合に適切に危機管理対応が行える者
 - ④ 日本語での事務手続きに対応できる者
- (16) その他機構理事長が必要と認める条件を満たす者

《注意》応募者は、各自で留学先大学からの入学許可及び留学に必要な査証を取得してください。応募時に入学許可を取得できない者が採用された場合、第8項(2)に定める応募書類②に応募者本人が記入する支援開始時までに入学許可を取得し、速やかに機構に提出してください。ただし、入学許可若しくは査証の取得に日数を要したことにより、2019年度中(2020年3月31日まで)に学修活動を開始することが不可能となった場合は、派遣学生としての採用を取り消します。

6. 支援内容

支援期間中、派遣学生に対して、奨学金及び授業料(以下「奨学金等」という。)を支給します。これらの支援額については、2019年度予算の成立状況により変更する場合があります。

(1) 奨学金月額(平成30(2018)年度実績)

118,000円(指定都市)

88,000円(甲地区)

74,000円(乙地区)

59,000円(丙地区)

※詳細は別紙を参照してください。

(2) 授業料

1万米ドル相当までは実費額を支給し、1万米ドル相当を超える場合は、採用状況により予算の範囲内で追加支給する場合があります。ただし、2,500,000円を上限とします。

授業料には、学費のほかに履修登録料等の名目で留学先大学に必ず支払わなければならない経費を含みます。ただし、保険料等の諸経費は除きます。また、必ず支払うものではなく、任意の支払いとなっている経費は含みません。

(3) 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、派遣学生本人名義の日本国内の金融機関の口座へ送金します。奨学金は、毎月在籍確認を行った上で、支給するものとします。授業料は、各学年分を年度ごとに分けて留学先大学が発行する領収書等により支給するものとします。授業料の現地通貨額から日本円への換算は、日本政府が例年12月に告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件」を適用し、行います。

7. 他奨学金等との併給

他の奨学金等との併給は可能です。ただし、他の奨学金等支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認してください。

8. 応募方法

(1) 事前登録

応募にはオンラインシステムを利用するため、事前登録が必要になります。事前登録は、以下のホームページから行ってください。登録したEメールアドレス宛に、オンラインシステムのIDとパスワード、オンラインシステムのURLを送信します。オンラインシステムにログインの上、機構が指定する応募書類を提出してください。

オンラインシステムの操作方法については、オンラインシステムにログイン後、メニューボタンから「オンラインシステム操作マニュアル」をダウンロードし、確認してください。

ア. 事前登録ページ

<https://www.saiyo-dr.jp/jasso-ryugaku/Entry/top.jsp?id=4>

イ. 事前登録期限

2018年11月12日(月)正午(日本時間)まで

(2) 応募書類

- ① 願書(様式1)
 - ② 留学先大学等情報【第1希望～第3希望】(様式2-1～様式2-3)及び留学先大学の情報
 - ③ 留学を志す理由・留学計画・卒業直後の進路計画(様式3-1a～様式3-3a、様式3-1b～様式3-3b)
 - ④ 日本社会への貢献について(様式4)
 - ⑤ 留学をテーマとした自己PR(様式5)
 - ⑥ 調査書又は成績証明書【郵送提出】※開封せずに、厳封のまま提出
 - ・高等学校等卒業者又は卒業見込み者は調査書(原本)を提出してください。
 - ・高等専門学校3年次修了見込み者並びに専修学校卒業者又は卒業見込み者は成績証明書(原本)を提出してください。
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明書(原本)又は合格見込み成績証明書(原本)を提出してください。
 - ※高等学校等で修得した単位がある場合には、単位修得証明書(写し)もあわせて提出してください。
 - ⑦ 推薦状【推薦者用】(所定様式)【郵送提出】※開封せずに、厳封のまま提出
 - ・卒業又は卒業見込みの高等学校等の長からの推薦状、3年次を修了見込みの高等専門学校長からの推薦状を提出してください。
 - なお、高等学校卒業程度認定試験の合格者は推薦状の提出は不要です。
 - ⑧ 日本国籍又は日本での永住許可を証明する書類(写し)
 - ⑨ 留学先大学への出願書類(写し)【提出可能な者のみ】
 - ⑩ 入学許可書(写し)【提出可能な者のみ】
 - ⑪ 英語(語学)能力試験証明書(写し)又は語学能力証明書【該当者のみ使用】(写し)(所定様式)
 - ⑫ 卒業見込み証明書等(写し)
 - ・高等学校等及び専修学校の卒業者は卒業証明書(写し)、卒業見込み者は卒業見込み証明書(写し)を提出してください。
 - ・高等専門学校3年次修了見込み者は修了見込み証明書(写し)を提出してください。
 - ・高等学校卒業程度認定試験合格者は合格証明書(写し)を提出してください。
 - ⑬ 家計支持者(父・母、又はこれに代わって家計を支えている者)の市町村役場発行の平成29(2017)年所得証明書(写し)
 - ⑭ 連絡人(保護者)届出書兼同意書(様式6)
 - ⑮ 出願書類確認表(様式7)
- ※③は、日本語と留学先使用言語で記入します。

(3) 応募書類の提出期間

2018年9月26日(水)～11月14日(水)17時(日本時間)必着

※提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても申請書類は受理しません。また、受理した応募書類は返却しません。

(4) 応募書類の作成及び提出

応募書類は、「2019年度海外留学支援制度(学部学位取得型)申請の手引き」(以下「申請の手引き」という。)に従って、作成・提出してください。なお、必要書類の欠落(不足)や記入漏れ等があった場合は、審査の対象となりません。また、一旦受理した後の差し替え及び訂正は認めません。

ア. 応募書類ダウンロードページ

申請の手引き及び応募書類の各様式は、以下ホームページからダウンロードしてください。

https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship/gakubu/index.html

イ. 書類作成における注意点

書類の作成にあたっては、「申請の手引き」に加え、記入例を参照して、作成してください。

ウ. 提出における注意点

【郵送又は宅配便で提出するもの】

(2)の応募書類の「⑥調査書又は成績証明書、⑦推薦状」は未開封の状態で、第15項「応募書類提出先及び本件照会先」に送付してください。

※書留又は宅配便等配達記録が残る方法で、封筒の表に朱書きで「海外留学支援制度(学部学位取得型)応募書類在中」と記載して送付してください。

※郵送書類の到着確認には応じません。

※持参による提出は認めません。

【オンラインシステムで提出するもの】

(2)の応募書類の中の「⑥調査書又は成績証明書、⑦推薦状」を除くすべての書類について、オンラインシステム内の指示に従い、Excelファイル又はPDFファイルをアップロードしてください。

9. 審査方法

(1) 第一次審査

応募書類に基づき、書面審査を実施します。

書面審査の結果は、2019年1月中～下旬を目途に、応募者(全員)宛にオンラインシステム上で通知します。

(2) 第二次審査

第一次審査の書面審査の合格者に対してのみ、2019年1月下旬～2月中旬を目途に東京都内で面接審査を実施します。面接審査の日時・場所は確定次第、機構のホームページにて公表します。面接審査の日程等の詳細については、書面審査の結果と合わせ、書面審査の合格者宛にオンラインシステム上で通知します。なお、面接審査に伴う旅費等は、応募者の自己負担とします。

(3) 採否結果

派遣学生としての採否結果は、2019年3月上旬を目途に、面接審査を行った者宛にオンラインシステム上で通知します。

(4) 採用者の手続き

派遣学生として決定した者は、後日採否結果の通知とともに送付する文書に定める期限ま

で、以下の書類の原本を機構に提出するものとします。

① 誓約書(所定様式。採否結果の通知とともに送付します。)

② 健康診断書(所定様式)

※健康診断書の有効期限は、診断日より3か月以内です。

(5)その他

採否結果の理由に関するお問い合わせには応じかねます。

10. 留学状況報告書の提出

(1)支援期間中

派遣学生は、支援期間中、定期的に学修状況を機構に報告することになります。定期的な報告としては、別に定める様式による毎月の学修報告、年に1回行う留学状況報告及び派遣学生状況調査があります。また、各学年終了時には、成績証明書を提出することになります。

支援終了時には、支援終了から1か月以内に、学位記の写しとともに、学修成果に関する報告書(所定様式)を機構に提出してください。

大学入学準備コース修了時には、学位記又は大学入学準備コース修了証の写しとともに、学修成果に関する報告書(所定様式)を機構に提出してください。大学入学準備コースを修了できず、本制度による支援が終了する場合にも、報告書類を提出する必要があります。

※2020年度以降の支援について、派遣学生から提出される留学状況報告書等の内容により、更新の可否を決定します。

※派遣学生が学位取得の可能性がないと判断した場合は、速やかに機構へ報告してください。

(2)支援終了後

フォローアップの一環として、支援期間終了時から5年間は、年に1回行う派遣学生状況調査に必ず回答してください。

それ以降についても、派遣学生の進路状況等をフォローアップするために状況調査を行うことがあります。本制度の趣旨を充分にご理解いただき、ご協力ください。

11. 採用の取り消し

派遣学生が、次の事項に該当した場合は、派遣学生としての採用を取り消し、既に奨学金等を支給している場合にあつては、奨学金等の全部又は一部を返納させる場合があります。

① 第5項に掲げる要件を備えなくなったとき

② 第8項(2)に定める応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき

③ 第9項(4)により提出された誓約書に違反する行為があったと認められるとき

④ 第10項により提出された留学状況報告書等に基づき、機構若しくは派遣学生本人が、学位取得又は学修活動の遂行の可能性がないと判断したとき

⑤ 機構が求める書類等の提出又は機構との連絡を怠ったと機構が判断したとき

⑥ その他、上記以外の事項により支援の終了が適当であると認められたとき

なお、大学入学準備コース修了後、翌学期に速やかに学士課程に入学しない場合は、本制度による支援を終了します。

12. 本奨学金等の財源

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。

従って、不正な手段により補助金(奨学金等)の交付を受けた者、又は補助金(奨学金等)を他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が課されることがありますので、本要項や後日掲載予定の「派遣学生の手引き」等に定める規定や手

続きを遵守してください。

13. 留学中の安全管理

派遣学生は各自で事前に留学等に関する情報収集に努めてください。留学の際には、現地の安全情報に十分注意してください。留学に関する情報収集の手段として、機構のホームページ等を活用してください。また、留学に関する安全情報の収集手段として、外務省「海外安全ホームページ」等を活用してください。

留学先国(地域)の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、機構が留学の中止・延期又は帰国勧告を決定し、派遣学生としての支援を見合わせる場合があります。機構の指示があった場合は速やかに応じてください。その際、中止・延期又は帰国勧告に伴い発生する違約金、追加費用等については、派遣学生が負担することとなります。

留学中は、安全管理、健康管理に努めてください。留学中における事故、疾病等に対して、機構では費用の負担や現地でのサポートは行わないので、必ず海外旅行保険に加入してください。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

「海外留学支援サイト」URL: <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

[海外安全情報照会先]

○外務省「海外安全ホームページ」(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

○領事サービスセンター 海外安全相談班

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL :03-3580-3311(内線2902、2903)

ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

【在留届の登録について】

旅券法第16条により、外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館(在外公館)に「在留届」を提出するよう義務付けられています。現地で緊急事態等が発生した場合に在外公館からの連絡や保護を受けられるよう、現地到着後、必ず最寄りの在外公館に「在留届」を提出してください。

[在留届電子届出システム]

○外務省「ORRnet」(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

14. 個人情報の取扱

提出された個人情報は、本制度実施のために利用します。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供します。その他、この利用目的の適正な範囲において、高等学校等・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用しません。

15. 応募書類等提出先及び本件照会先

「海外留学支援制度受付センター」

(受託者)レジェンダ・コーポレーション株式会社

〒169-0074 東京都新宿区北新宿2-21-1新宿フロントタワー30階

TEL:03-6863-5558 E-mail:jasso-ryugaku@s-hr.jp

受付時間:(平日)9:30~17:30

留学先地域による奨学金月額

地 区	地域名・都市名	地 区	地域名・都市名
指定都市 奨学金額: 118,000 円	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方 奨学金額: 74,000 円	<u>指定都市、甲地方、丙地方以外の地域</u> 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方 奨学金額: 88,000 円	・北米 ・欧州 ・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く) 【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッド モントリオール ローマ	丙地方 奨学金額: 59,000 円	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く) ・中南米 ・アフリカ 【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティ リオデジャネイロ リマ

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号)及び「国家公務員等の旅費支給規程」(昭和25年大蔵省令第45号)による。